

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術の実施件数

区分1に分類される手術

ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	0	件
イ 黄斑下手術等	0	件
ウ 鼓室形成手術等	0	件
エ 肺悪性腫瘍手術等	0	件
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	0	件

区分2に分類される手術

ア 靱帯断裂形成手術等	34	件
イ 水頭症手術等	0	件
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0	件
エ 尿道形成手術等	0	件
オ 角膜移植術	0	件
カ 肝切除術等	0	件
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0	件

区分3に分類される手術

ア 上顎骨形成術等	0	件
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0	件
ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0	件
エ 母指化手術等	0	件
オ 内反足手術等	0	件
カ 食道切除再建術等	0	件
キ 同種死体腎移植術等	0	件

区分4に分類される手術

胸腔鏡下または腹腔鏡下による手術	0	件
------------------	---	---

その他の区分に分類される手術

ア 人工関節置換術	123	件
イ 乳児外科施設基準対象手術	0	件
ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0	件
エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む 及び体外循環を要する手術)	0	件
オ 経皮的冠動脈形成術	0	件

令和6年1月～令和6年12月